

必要な医療を安心して受けられるように

医療福祉費支給制度（マル福制度） はぐくみ医療費支給制度

「医療福祉費支給制度（マル福制度）」は、妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障がい者のみなさんに
対して、医療費の一部を助成する制度です。市の独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度の対象年齢や所得
制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の妊産婦の医療費を助成する制度です。

種 別	対 象	対象期間	助成内容	所得制限額※1	更新
妊 産 婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 (産婦人科医などで受診するときのみ有効)	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	本人又は配偶者の所得が630万円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	不 要
小 児	0～15歳（中学生は入院のみ該当）	出生日～中学3年生の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	父又は母の所得が630万円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	誕生月の下旬※3
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18歳未満の子を監護している親とその子（条件有り）※4 ②両親のいない子	申請の日～子が18歳になった年の3月31日※5	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	親の所得が309万6千円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	6月下旬
重度心身障がい者など	①身体障害者手帳1・2級（内部障がい又は3級まで） ②療育手帳のマルA・A判定（B判定の場合は身体障害者手帳3級保持者） ③障害年金1級 ④65歳以上の人は、①②③のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度に加入した人 ⑤特別児童扶養手当1級に該当する児童	手帳交付月の初日～	保険診療分の医療費	本人の所得が520万9千円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が636万7千円未満（扶養1人のときは661万円6千円未満、以下扶養1人増で21万3千円加算）	6月下旬
はぐくみ妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、 ①所得制限により妊産婦マル福を受けられない人 ②マル福制度対象疾病以外の疾病を助成	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費助成は償還払い※6	な し	不 要
はぐくみ0～18歳のお子さん	対象年齢や所得制限によりマル福を受けられない0～18歳	出生日～高校3年生相当の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	な し	誕生月の下旬※3

※1 各区分における所得制限額は、定額控除（8万円）を加えた額です。

※2 外来・入院の自己負担金について（調剤薬局は除く）

外来自己負担金・・・1医療機関につき1日600円（600円未満はその額）・月2回まで

入院自己負担金・・・1医療機関につき1日300円（月3,000円限度）

※3 1日生まれの子は、前月の下旬になります。

※4 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族（18歳未満の子がいる場合）もひとり親に準じるものとして認定されます。

※5 子が重度心身障がい者などに該当している場合や高校在学中は、申請により20歳まで延長される場合があります。

※6 医療機関窓口でいったん支払いを済ませ、診療月の翌月以降に申請が必要です。

■マル福・はぐくみ医療福祉制度は申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用されます。

■交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。